

第4節 遺族一時金

(支給要件)

第60条 遺族一時金は、加算適用加入員又は加算適用加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合にその者の遺族に支給する。

(1) 加算適用加入員期間3年以上である加算適用加入員(第1種退職年金受給権者を除く。)が死亡したとき。

(2) 加算適用加入員期間10年以上、又は加算適用加入員期間3年以上かつ55歳以上である者が、加算適用加入員の資格を喪失し、その後60歳に達するまでの間に死亡したとき。

(3) 第1種退職年金の受給権者が、第1種退職年金のうち、第2加算年金額に相当する部分の支給が開始された後、10年を経過する前に死亡したとき。

(一時金の額)

第61条 遺族一時金の額は、第1号から第3号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 前条第1号に該当する場合

加算適用加入員であった期間の平均報酬標準給与月額に、加算適用加入員期間に応じ、別表第4に定める率を乗じて得た額

(2) 前条第2号に該当する場合

第46条第6項及び第7項の規定により計算したそれぞれの額に加算適用加入員又は加算適用加入員であった者の死亡したときの年齢に応じ、別表第5に定める率を乗じて得た額を合算した額

(3) 前条第3号に該当する場合

第1種退職年金のうち第1加算年金額及び第2加算年金額に相当するそれぞれの額に、既に第1加算年金額及び第2加算年金額に相当する部分を支給した期間(以下「支給済期間」という。)に応じ、別表第6に定める率を乗じて得た額を合算した額

2 加算適用加入員及び支給済期間に1年未満の端数がある場合又は年齢に1歳未満(月単位)の端数がある場合における前項に定める率は、別表第4、別表第5又は別表第6に掲げる算式によって計算した率とする。

(遺 族)

第62条 遺族一時金を受けることができる遺族は、死亡した加算適用加入員又は加算適用加入員であった者の配偶者（婚姻の届をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者とする。

2 遺族一時金を受けることができる遺族の順位は、前項に規定する順序による。

3 遺族一時金を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。